

## ＜Ⅲ. 疾病・障害対策研究分野＞

疾病・障害対策研究分野は、個別の疾病・障害や領域に関する治療や対策を研究対象としている。具体的には、「障害関連／長寿科学総合研究事業」、「子ども家庭総合研究事業」、「第3次対がん総合戦略研究事業」、「循環器疾患等生活習慣病対策総合／免疫アレルギー疾患等予防治療／難治性疾患克服研究事業」、「エイズ・肝炎・新興再興感染症研究事業」、「こころの健康科学研究事業」から構成されている。

表5 「疾病・障害対策研究分野」の概要

研究事業	研究領域
5. 障害関連／長寿科学総合	(5-1) 障害保健福祉総合
	(5-2) 感覚器障害
	(5-3) 長寿科学総合
6. 子ども家庭総合	
7. 第3次対がん総合戦略	(7-1) 第3次対がん総合戦略
	(7-2) がん臨床
8. 循環器疾患等生活習慣病対策総合／免疫アレルギー疾患等予防治療／難治性疾患克服	(8-1) 循環器疾患等生活習慣病対策
	(8-2) 免疫アレルギー疾患等予防・治療
	(8-3) 難治性疾患克服
9. エイズ・肝炎・新興再興感染症	(9-1) エイズ対策
	(9-2) 肝炎等克服緊急対策
	(9-3) 新興・再興感染症
10. こころの健康科学	

### (5) 障害関連／長寿科学総合研究事業

障害関連／長寿科学総合研究事業は、「障害保健福祉総合研究領域」、「感覚器障害研究領域」、「長寿科学総合研究領域」から構成されている。

それぞれの研究領域の内容は次のとおりである。

### **(5-1) 障害保健福祉総合研究**

障害保健福祉施策では、障害者がその障害種別にかかわらず、地域で自立して生活できることを目的に、平成18年4月「障害者自立支援法」が施行され、新しい障害保健福祉制度の枠組みによる充実した障害者サービスの実施を目指している。

本研究領域においては、障害の正しい理解と社会参加の促進方策、地域において居宅・施設サービス等をきめ細かく提供できる体制づくり等、障害者の総合的な保健福祉施策の向上のための研究開発に加え、イノベーション25などを踏まえ、障害者の自立を促進する技術開発を促進することとしている。これらの研究により、施策への有用な提言や、根拠に基づいた有効な障害者支援のための技術的基盤づくりに大きな成果をあげている。

今後も、自立支援・介護のための人的サービス、就労支援、住まい対策、発達支援など総合的に取り組む必要があり、研究ニーズの明確化を図るとともに、本研究事業の継続的な充実が必要である。

### **(5-2) 感覚器障害研究**

視覚、聴覚・平衡覚等の感覚器機能の障害は、QOLを著しく損なうものである。障害の原因や種類によっては、その軽減や重症化の防止、機能の補助・代替等が可能であるため、本研究領域では、これらの障害の原因となる疾患の病態・発症のメカニズムの解明、発症予防、早期診断及び治療、障害を有する者に対する重症化防止、リハビリテーション及び機器等による支援等、感覚器障害対策の推進に資する研究開発を一貫して推進している。特にイノベーション25などを踏まえ、感覚器障害のある障害者の自立を促進する技術開発を促進することとしている。

研究成果としては、再生医療技術と医療材料技術を融合した難聴の治療、人工視覚システムの開発、人工内耳の客観的評価法の開発など着実な成果をあげている。

今後、研究ニーズのいっそうの明確化を図るとともに、感覚器障害の早期発見、早期治療といった取り組みも含め、本研究事業の継続的な充実が必要である。

### **(5-3) 長寿科学総合研究**

平成20年度長寿科学総合研究においては、新しく「老年病等長寿科学技術分野」、「介護予防・高齢者保健福祉分野」、「運動器疾患総合研究分野」、「認知症総合研究分野」の4分野に組み替えて研究を推進することとした。

「老年病等長寿科学技術分野」では、老化・老年病に関係する研究を多様な側面から取り扱い、老年病研究に寄与してきた。「介護予防・高齢者保健福祉分野」では、介護予防サービス利用者における予後予測システムを開発するなど、実際に介護予防施策の運用等に資する成果が得られたところである。「運動器疾患総合研究分野」では、要介護状態の原因として多い「転倒骨折」対策や、腰痛や膝痛の早期診断・治療法の開発等、運動器疾患を通じた介護予防関連に資する研究を推進している。「認知症総合研究分野」では、若年性認知症の実態調査や軽度認知障害(MCI)に関する研究、アルツハイマー病の早期診断、根治治療薬開発に関する研究など、認知症対策として重要な研究を多角的に行い一定の成果を得ている。これらに見られるように当該研究事業は高齢者施策等に還元できる成果を生んできた。

## **(6) 子ども家庭総合研究事業**

子どもを取り巻く社会、家庭環境の変化により、取り組むべき課題も急激に変化し、多様化している中、子ども家庭総合研究事業においては、「子ども・子育て応援プラン」、「健やか親子21」などに基づく次世代育成支援の推進をはじめとして、今日の行政課題の解決及び新規施策の企画・推進に資する計画的な課題設定が行われている。

本研究事業では、具体的には、乳幼児死亡や妊産婦死亡の分析、生殖補助医療の医療技術の評価・高度化、子どもの先天性疾患・難治性疾患の克服、重症新生児の療育・療養環境の拡充、子どもの心の診療体制の充実など、多様な社会的課題や新たなニーズに対応する実証的かつ政策提言型の基盤研究を行い、母子保健行政の推進に大きく貢献しており、本事業で得られた研究成果は行政施策の充実のために不可欠なものとなっている。本研究事業は、「子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会」の実現のための重要な基盤研究であり、今後も事業の強化・充実に努めていく必要がある。

## (7) 第3次対がん総合戦略研究事業

累次の対がん10か年戦略により、わが国のがん対策は進展し、成果を収めてきた。平成19年度においては、「がん対策基本法」が施行され、さらには「がん対策推進基本計画」が策定されたことにより、がん研究をより一層推進していくための環境が整備されたところである。がんの本態解明のための研究では多くの知見が得られ、革新的な診断技術・治療技術の開発、がん医療水準の向上に資する研究が進むなど、全体的に研究は順調に進んでいるところである。

一方で、現在なお、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん研究をさらに加速していく必要がある。このため、「第3次対がん総合戦略研究事業」では、がん患者を含めた国民の視点に立ちつつ、がんの本態解明の研究やその成果を幅広く応用するトランスレーショナル・リサーチの推進、革新的な予防・診断・治療法の開発、多施設共同臨床研究による科学的根拠に基づく標準的治療法の開発及びがん医療水準の均てん化に資する研究等に取り組んでいくこととしており、がん対策の推進に極めて重要な研究事業といえる。

## **(8) 循環器疾患等生活習慣病対策総合／免疫アレルギー疾患等予防治療／難治性疾患克服研究事業**

循環器疾患等生活習慣病対策総合／免疫アレルギー疾患等予防治療／難治性疾患克服研究事業は、「循環器疾患等生活習慣病対策総合研究領域」、「免疫アレルギー疾患等予防・治療研究領域」、「難治性疾患克服研究領域」から構成されている。

それぞれの研究領域の内容は次のとおりである。

### **(8-1) 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究**

循環器等の生活習慣病に対する対策は我が国の重要な課題であり、健康日本21や、平成20年度より施行された医療制度改革においても重要な柱となっている。これら施策を的確に推進するためには、日本における質の高いデータに立脚した科学的根拠を更に着実に蓄積していく必要がある。本事業においては、循環器疾患等の生活習慣病について、予防から診断、治療まで、疫学研究や介入研究等を行うことにより、体系的なデータを得ている。特に、近年患者数が急増している糖尿病については、平成17年度より5年計画で糖尿病戦略研究として大規模な介入研究を行っており、糖尿病の予防から合併症重症化抑制に関わる体系的なデータが得られる予定である。また、健康づくりという観点からは、地域において展開される予防活動の評価に関わる指標の策定を行う等、生活習慣病だけでなく広く国民の健康づくりに係わる施策の基盤となる研究を行っている。このように本事業は、生活習慣病対策を始めとし、さまざまな厚生労働行政分野において多くの成果を上げているといえる。

### **(8-2) 免疫アレルギー疾患等予防・治療研究**

アレルギー性疾患は国民の約30%が罹患し、また罹患患者は小児から高齢

者まで年齢層が幅広く、患者のＱＯＬの損失は極めて大きい。免疫アレルギー疾患予防・治療研究領域は、このような国民病である免疫アレルギー疾患を適切に管理する方法の開発・普及を当面達成すべき目標とし、喘息やアトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー、関節リウマチ等の重症化予防のための自己管理方法や生活環境整備に関する研究を拡充して推進してきた。例えば、アレルギー性疾患の診療ガイドラインの作成と普及等に取り組んできたが、最近１０年間で喘息の死亡者数が半減するなど、医療の質の向上と国民の健康指標の向上にもつながっている。免疫アレルギー性疾患の発症・進展機序には多くの要因が複雑に絡んでいる。先端技術を駆使した抗原認識等、免疫システム・発症機序解明の基盤研究に基づき、実践的な予防・診断・治療法の確立と技術開発を重点的・効率的に行ない、研究によって得られた最新知見を国民へ還元して着実に臨床の現場に反映し、より適切な医療の提供が実現されることを目指す必要がある。

造血幹細胞や臓器移植をはじめとする移植医療は、移植片や宿主の免疫応答が問題となるため、免疫寛容を導入することや拒絶反応を早期に検出することにより移植成績を向上させることが期待される。また、ドナーを必要とする観点からも、ドナー及びレシピエント双方の安全性確保とＱＯＬ向上による良質かつ安定的な移植医療を提供するための社会的基盤を構築するため、引き続き研究に取り組むことが必要である。

### **( 8 - 3 ) 難治性疾患克服研究**

難病は予後不良で極めて長期にわたり患者のＱＯＬを損失し、患者や家族の生活を大きく損なうものである。

平成２０年度は、難治性疾患克服研究領域において１２３の希少難治性疾患について研究を実施した。各疾患について、診断基準の確立、治療指針の標準化、原因の究明、治療法の開発を行ったほか、疾患横断的な疫学・社会医学的研究等についても取り組んできた。研究の実施にあたっては、予後やＱＯＬの向上につながるよう、臨床への応用を重視するとともに、各疾患の主要な研究

者による、広範な地域にわたる研究体制を構築して、標準的な治療の普及を進めた。

なお、平成21年度からは、これまで対象となっていなかった疾患についても、研究奨励分野において疾患概念の確立を目指す研究に取り組むこととされており、難病研究の裾野が広がることが期待され、今後とも我が国の難病研究の中核として、一層臨床に応用できる成果をあげることが期待される。

## **(9) エイズ・肝炎・新興再興感染症研究事業**

エイズ・肝炎・新興再興感染症研究事業は、「エイズ対策研究領域」、「肝炎等克服緊急対策研究領域」、「新興・再興感染症研究領域」から構成されている。

それぞれの研究領域の内容は次のとおりである。

### **(9-1) エイズ対策研究**

近年、HIV感染症・エイズは、多剤併用療法(HAART)の導入により、「不治の特別な病」から「コントロール可能な一般的な病」へと疾患概念が変化し、慢性感染症としての対策が重要となってきている。一方で、未だHIV感染者・エイズ患者数は増加の一途をたどっており、効果的な予防ワクチンも根治的な治療法も開発されておらず、薬剤耐性ウイルスの出現などの問題が生じてきた。

本研究領域では、エイズ予防指針に示される青少年、男性同性愛者等への個別施策層に対する効果的な予防対策、疾患概念の変化に沿った治療法の開発、和解を踏まえたエイズ医療体制の確立等について着実な成果を示しており、行政施策の推進に大きく貢献している。

エイズ対策においては、常に新たな治療法の開発、適切な治療ガイドライン、医療提供体制の整備等に加えQOLの向上など社会学的な問題への対応が求められ、今後も総合的な研究の推進が期待されている。

## **(9-2) 肝炎等克服緊急対策研究**

ウイルス性肝炎は国内最大級の重要な感染症であり、当該研究事業が推進され、多くの研究実績が得られてきた。昨今の肝炎に対する国民の関心の高まりもあり、平成20年度において国内の肝炎研究の専門家による肝炎治療戦略会議の中で、肝炎研究の今後の方向性やその実現に向けた対策についての「肝炎研究7カ年戦略」が取りまとめられ、肝炎の臨床、基礎、社会医学、疫学に関する新たな研究課題が多数設定された。

これらは、肝炎ウイルスの感染機構の解明、ここから進展する肝疾患の病態、進展予防及び新規治療法の開発等、国民の健康の安心・安全の実現のために重要な研究である。

臨床研究では、肝硬変を含めた治療のガイドラインが作成され、基礎研究では、培養細胞におけるC型肝炎ウイルスの増殖系が開発され、また、ヒト肝細胞キメラマウスを用いた感染病態の把握がなされつつある。さらに疫学研究では、大規模調査により肝炎ウイルスキャリア数の実態を把握し、インターフェロン治療導入の妨げとなっている要因探求に取り組んでおり、その要因に対する対策を推進することで、治療促進が期待される。今後とも限られた研究費の中で、肝疾患治療実績の大幅な改善につながる成果の獲得を目指し、緊急的に実施すべき課題と継続的に実施すべき課題のバランスを考慮して、研究課題及び研究規模の設定を行うことが重要である。

## **(9-3) 新興・再興感染症研究**

新興・再興感染症研究領域においては、多岐にわたる新興・再興感染症を対象としているが、対策の実施に必要とされる行政的ニーズに基づいた優先度が高いと考えられる研究課題について適切かつ確実な研究の実施を図っている。平成20年度は、研究の進捗状況の把握や研究者への助言等を適宜行い、行政的ニーズに沿った確実な成果が得られるよう研究の推進を図ったところであるが、その結果、新型インフルエンザやウイルス性出血熱等の新興感染症に対す



る国内対応の準備、あるいは早急に対応が求められている薬剤耐性菌による院内感染やインフルエンザ脳症への行政対応の判断に資する成果並びに国際的視野にたった研究の連携・協力体制の構築等、我が国の感染症研究推進の基盤整備に資する成果等が得られている。

一方、①研究対象となる感染症、②基礎から応用、自然科学から社会医学等に至る研究分野、③短期的・長期的に必要とされる行政的ニーズは非常に幅広く、多岐にわたっており、平成20年度には年度途中で緊急に実施すべき研究課題を追加した経緯もあるが、今後とも、限られた研究事業の中で、緊急的に実施すべき課題と継続的に実施すべき課題の両者のバランスを十分に考慮して、適切な研究課題及びその研究規模の設定を行うことが必要とされている。

## (10) こころの健康科学研究事業

近年、社会的関心の高いこころの問題は、精神疾患、発達障害や自殺といった領域に加え、アルツハイマー病やパーキンソン病などの神経分野に亘る広範な領域と関連しており、基礎研究から臨床研究に亘る総合的な研究成果を国民の安心・安全のために還元していくことが期待されている。こうした背景を踏まえ、精神分野と神経・筋疾患分野が連携を図り、社会的に要請の高い様々な課題に対して質の高い研究成果を出していくこととしている。

精神分野では、依然として入院患者の多い統合失調症やストレス社会の中で増加しているうつ病に加え、社会的関心と需要の大きい犯罪被害者や災害被災者に対するこころのケアの問題、ひきこもり等の児童思春期の精神保健の問題、自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害等、克服すべき疾患と課題が山積している。

さらに、平成17年度から「自殺対策のための戦略研究」を開始した自殺問題、平成17年に施行された心神喪失者等医療観察法、現在見直しを行っている精神保健医療福祉の改革ビジョンに関する研究など、近年拡大しつつある行

政的な課題に直接的に対応した研究も多く、本研究事業は施策推進の根拠を示すための重要な役割を担っている。

神経・筋疾患分野においては、脳の役割という観点から、神経・筋疾患に関して病態解明から予防法や治療法の開発まで、多くの成果があげられ、成果の還元、活用も着実に進んでおり、一部の研究成果においてスーパー特区を活用した研究につながるものがあり、今後の更なる成果が期待される。また、論文、特許等についても多くの成果が上がっており研究費が有効的に活用されているといえる。

今後、国民の健康に占める「こころの健康問題」の重要性が更に高まっていくことは間違いなく、今後とも、こころの問題、神経・筋疾患の多くの課題に対し、心理・社会学的方法、分子生物学的手法、画像診断技術等を活用し、病因・病態の解明、効果的な予防、診断、治療法等の研究・開発を推進していくことが重要である。

## <IV. 健康安全確保総合研究分野>

健康安全確保総合研究分野は、「地域医療基盤開発推進研究事業」、「労働安全衛生総合研究事業」、「食品医薬品等リスク分析研究事業」、「健康安全・危機管理対策総合研究事業」から構成されている。

表6 「健康安全確保総合研究分野」の概要

研究事業	研究領域
1 1. 地域医療基盤開発推進	
1 2. 労働安全衛生総合	
1 3. 食品医薬品等リスク分析	(1 3-1) 食品の安心・安全確保推進
	(1 3-2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合
	(1 3-3) 化学物質リスク
1 4. 健康安全・危機管理対策総合	

## **( 1 1 ) 地域医療基盤開発推進研究事業**

本研究事業においては、良質な地域医療を合理的・効率的に提供する観点から、既存医療システム等の評価研究、医療安全体制確保に関する研究、根拠に基づく医療に関する研究等を実施している。

研究の成果は、今後の制度設計に資する基礎資料の収集・分析（医療安全、救急・災害医療、EBM）、良質な医療提供を推進する具体的なマニュアルや基準の作成（医療安全、EBM、医療情報技術、看護技術）などを通じて、着実に医療政策に反映されている。

良質な医療提供体制の整備を行うためには、既存の医療体制の評価研究や医療安全等の新たな課題の解決を図る研究などを推進する必要がある、また、医療技術の開発に関する研究の充実が不可欠である。

今後は、地域医療を推進する観点から患者の視点に立った安心で安全な医療提供のあり方が実現されるよう、また、相互の研究班の活動を有機的に関連づけられるよう、より体系的に研究事業を推進する必要がある。

## **( 1 2 ) 労働安全衛生総合研究事業**

労働者の安全と健康の確保は国民的課題の一つであるが、労働災害による被災者数は年間55万人にもおよび約1,200人以上が亡くなっているほか、業務上疾病による被災者数は8,000人を超えている状況にある。

本研究事業は、労働者の安全と健康の確保を図る上で必要な基礎資料の収集・分析をはじめ、具体的な安全・健康確保手法の開発を行うものである。平成20年度は石綿含有製品製造等禁止が例外的に猶予されているガスケット（薄板状のパッキング）に関し、高温ガスケット密封性能試験法を開発したほか、労働者の自殺対策に関する教育啓発等のツールを作成する等、行政施策に必要とされる重要な成果をあげており、一層の推進が必要である。また、少子高齢化社会の進展に伴い、働く意欲を有するすべての人が就業できる社会を实

現するため、配慮が必要な労働者が健康で安全に働くことができる職場環境を実現するための研究を実施する必要がある。

### **(13) 食品医薬品等リスク分析研究事業**

食品医薬品等リスク分析研究事業は、「食品の安心・安全確保推進研究領域」、「医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究領域」、「化学物質リスク研究領域」から構成されている。

それぞれの研究領域の内容は次のとおりである。

#### **(13-1) 食品の安心・安全確保推進研究事業**

食品の安心・安全確保については、第3期科学技術基本計画の政策目標（個別政策目標）にも位置づけられているほか、偽装表示や輸入食品など、国民の関心の極めて高い分野である。

一方で、食料供給行程（フードチェーン）におけるリスク分析は、平成15年以来、科学に基づく行政に特に重点を置いており、その中において厚生労働省はリスク管理機関と位置づけられ、本研究もその根拠作成・収集のために推進してきているところである。

食品は、微生物や化学物質など対象が幅広いだけでなく、技術面でも遺伝子組換えやクローンなど日進月歩であり、絶えず最新の根拠作成が必要である。平成20年度においては、BSE対策、モダンバイオテクノロジー、アレルギーなどの国民の関心の高い研究に加え、薬剤耐性食中毒菌や既存添加物など、国民生活に影響の大きい研究を同時に推進した。

また、リスクコミュニケーションに関する研究も行い、国民と双方向の議論を踏まえて行政を展開する素地を広げた。

国民の意識はさらに向上すると考えられることから、引き続き食品の安全・安心確保の根拠となる研究を、様々な角度から推進していく必要がある。

### **(13-2) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業**

本研究事業は、医薬品、医療機器等の安全性、有効性及び品質の評価、血液・ワクチンの安全性・品質向上対策、乱用薬物への対策等を政策的に実行するために必要な規制に対し、科学的合理性と社会的正当性を付与するための研究であり、医薬行政全般の推進を通じて、保健衛生の側面から国民生活の質の向上に資するものとして重要である。

本研究事業では、再生医療技術の安全性・有効性等の確保が可能となる品質管理手法として自己及び同種由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性確保のための基本的な指針作りや、治験の実施に関する薬事法上の基準（GCP）の運用等にかかる提案等を通じ、医薬品・医療機器等の治験・承認審査を促進し、また、遺伝子多型による評価手法の整備等により、新たな医薬品・医療機器の開発や、市販後安全対策に寄与する管理指標の確立等の成果も期待されている。

今後は、薬害肝炎事件の教訓を踏まえ、医薬品等の市販後安全対策の充実を図ると共に、引き続き再生医療や次世代医療機器等に係る評価指標・ガイドラインの整備や、バイオマーカー等の新たな知見に基づく革新的医薬品の評価手法確立のための研究を行うなど、新たな科学的研究の導入・強化に取り組んでいく必要がある。

### **(13-3) 化学物質リスク研究事業**

本事業では、化学物質の安全確保のための行政施策の科学的基盤として、有害性評価手法の迅速化・高度化に関する研究、子どもなど化学物質に対して脆弱な集団に特有な有害性発現メカニズムの解明や健康影響についての調査研究等を実施している。その研究成果は、化審法等化学物質の安全性確保に関する法規制等に活用するほか、食品・医薬品等他の厚生労働行政分野や、国際社会に対する新たな知見の発信等の国際貢献にも活用される。

事業の具体的成果として、新規素材であるナノマテリアルの体内挙動や毒性

発現メカニズムに関する知見の集積、化学物質の安全確保に向けた評価手法の開発とその活用、OECDへの新規ガイドライン提案等があり、着実な成果があがっているものと評価できる。

国民生活の安全確保のためには、日々の生活の中で触れる可能性のある無数の化学物質の管理が必須であり、国際協調に留意しつつ、本研究事業を推進する必要がある。

## (14) 健康安全・危機管理対策総合研究事業

本事業では、安全・安心な国民生活を確保するための研究を実施している。

過去の事例を分析し健康危機発生時の健康被害抑制ガイドライン作成、情報システム構築の基本的概念の提示、災害医療モデルの作成等を行った。また、地域保健業務の従事者を育成、支援するガイドラインも作成した。水安全対策に関しては、水道水質に関する多面的な要素に関する研究により得られた知見を水道水質基準の逐次見直し等に反映させたほか、水質事故発生時の対応、基幹水道施設の機能診断手法、配水系統における微生物再増殖を抑制するための浄水水質の確保や衛生状態の確保等の水質管理方策等に関する知見が得られた。生活環境衛生に関しては、公衆浴場のレジオネラ属菌の消毒方法や検査方法等の衛生管理手法の開発、一般医療機関向けのシックハウス症候群に関する手引きの作成が行われた。さらに、対テロ対策として「医療機関におけるNBCテロ・災害への標準的対応マニュアル」及び「医療機関におけるNBCテロ対応標準的資器材」の整備推奨リストを策定した。改正国際保健規則への対応体制構築のため、主要国の情報収集体制を明らかにした。健康危機発生時における対応（クライシスコミュニケーション）について検討し、行政担当者向けのマニュアルを作成中である。

以上、本事業は健康危機発生時の対応及び平時の体制整備に関する研究を実施しており、国民の健康を確保するために極めて有用である。

## 2) 終了課題の成果の評価

原著論文等による発表状況

今回個別の研究成果の数値が得られた408課題について、原著論文として総計9,475件(英文7,229件、和文2,246件)、その他の論文総計5,194件(英文864件、和文4,330件)、口頭発表等総計16,615件が得られている。表7に研究事業ごとの総計を示す。

厚生労働省をはじめとする行政施策の形成・推進に貢献する基礎資料や、治療ガイドライン、施策の方向性を示す報告書、都道府県への通知、医療機関へのガイドライン等、施策の形成等に反映された件数及び予定反映件数を集計したところ204件であった。

課題ごとの平均を示したものが表8である。原著論文23.8件、その他論文12.7件、口頭発表40.7件であった。

なお、本集計は平成21年6月19日時点の報告数を基礎資料としたものであるが、研究の終了直後であり論文等の数については今後増える可能性が高いこと、分野ごとに論文となる内容に大きな違いがあること、さらに研究課題ごとに研究班の規模等に差異があることなども考慮する必要がある。

研究事業名	集計 課題 数	原著 論文	その 他の 論文	学会発 表	その他の成果		
		合計	合計	合計	特許の 出願及 び取得 状況(件 数)	施策へ の反映 (件数)	普及・ 啓発活 動(件 数)
行政施策研究分野							
行政政策	26	336	156	724	5	7	44
厚生労働科学特別研究	22	10	15	32	0	15	49
厚生科学基盤研究分野							
先端的基盤開発	36	1,276	352	2,045	81	3	75
臨床応用基盤	21	478	238	640	7	3	26
疾病・障害対策研究分野							
障害関連／長寿科学総合	42	891	456	1,323	31	24	308
子ども家庭総合	7	202	55	145	5	7	48
第3次対がん総合戦略	39	1,204	767	2,072	27	10	114
循環器疾患等生活習慣病 対策総合／免疫アレルギー 疾患等予防治療／難治 性疾患克服	40	1,482	1,127	3,067	33	12	170
エイズ・肝炎・新興再興感 染症	37	1,550	816	2,408	53	16	656
こころの健康科学	24	851	548	1,340	20	13	50
健康安全確保総合研究分野							
地域医療基盤開発推進	31	109	224	333	4	6	40
労働安全衛生総合	5	16	8	45	0	3	3
食品医薬品等リスク分析	62	1,031	348	2,186	15	56	126
健康安全・危機管理対策 総合	16	39	84	255	0	28	21
合計	408	9,475	5,194	16,615	281	204	1,730

注：集計課題数は、平成21年6月19日時点において成果が登録された課題数のことを指す。

表7 研究事業ごとの成果集計表



研究事業名	集計 課題 数	原著 論文	その 他の 論文	学会 発表	特許	施策へ の反映 (件数)	普及・ 啓発活 動(件 数)
		平均	平均	平均	平均	平均	平均
行政施策研究分野							
行政政策	26	12.9	6.0	27.8	0.2	0.3	1.7
厚生労働科学特別研究	22	0.5	0.7	1.5	0.0	0.7	2.2
厚生科学基盤研究分野							
先端的基盤開発	36	35.4	9.8	56.8	2.3	0.1	2.1
臨床応用基盤	21	22.8	11.3	30.5	0.3	0.1	1.2
疾病・障害対策研究分野							
障害関連／長寿科学総合	42	21.2	10.9	31.5	0.7	0.6	7.3
子ども家庭総合	7	28.9	7.9	20.7	0.7	1.0	6.9
第3次対がん総合戦略	39	30.9	19.7	53.1	0.7	0.3	2.9
循環器疾患等生活習慣病 対策総合／免疫アレルギー 疾患等予防治療／難治 性疾患克服	40	37.1	28.2	76.7	0.8	0.3	4.3
エイズ・肝炎・新興再興感 染症	37	41.9	22.1	65.1	1.4	0.4	17.7
こころの健康科学	24	35.5	22.8	55.8	0.8	0.5	2.1
健康安全確保総合研究分野							
地域医療基盤開発推進	31	3.5	7.2	10.7	0.1	0.2	1.3
労働安全衛生総合	5	3.2	1.6	9.0	0	0.6	0.6
食品医薬品等リスク分析	62	16.6	5.6	35.3	0.2	0.9	2.0
健康安全・危機管理対策 総合	16	2.4	5.3	15.9	0	1.8	1.3
合計	408	23.8	12.7	40.7	0.7	0.5	4.2

注：集計課題数は、平成21年6月19日時点において成果が登録された課題数のことを指す。

表8 研究事業ごとの1課題あたり成果平均

## 5. おわりに

厚生労働科学研究費補助金は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的としており、厚生労働科学研究費補助金により実施されている研究の多くは、厚生労働省の施策の根拠を形成する基盤となるものであり、厚生労働省にとって、行政的意義が極めて大きいものであり、また、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告」において、「政策が多くの国民の理解と納得を得られるよう、企画立案の裏付けとなるような研究を推進することが必要。また、研究の成果を政策立案に的確に活かす仕組みと体制を確立すべき。」とされており、今後、その方向で取り組んでいく必要がある。

平成20年度の厚生労働科学研究費補助金の成果を評価した結果、研究事業の成果は適宜、学術誌に掲載されるなどされており、学術的な成果を挙げており、また、行政課題の解決に資する成果を挙げている研究事業があった。

公募研究課題については、行政的に必要な研究課題が公募され、新規分と継続分合わせて応募課題数の52.6%（1339／2548）が採択・実施されており、必要性、緊急性が高く、予算的にも効率的な研究課題が採択され、研究が実施されていると考えられる。研究期間は原則最長3ヵ年（平成17年度より開始された戦略研究は5ヵ年）であり、その成果が研究課題の見直しに反映されるため、効率性は高いものと考えられる。

評価方法についても適宜整備されており、各評価委員会の評価委員が各分野の最新の知見に照らして評価を行い、その結果に基づいて研究費が配分されており、また、中間評価では、当初の計画どおり研究が進行しているか否か到達度評価を実施し、必要な場合は研究計画の変更・中止が決定されるため、効率性、妥当性は高いと考えられる。

いずれの事業においても、行政部局との連携の下に研究が実施されており、政策の形成、推進の観点からも有効性は高く、国民の福祉の向上に資する研究

がなされていると考えられ、また、研究成果の報告をWEB上で一般に公開するシステムも構築されている。

厚生労働科学研究費の性格上、学術的な成果が多く見られる研究分野がある一方、原著論文や特許は少ないが、施策の形成への反映において効果が高い研究事業を擁する分野もあり、今後とも行政的な貢献及び学術的成果の二つの観点からの評価が必要である点に十分留意する必要がある、また、研究成果の行政への活用等の評価についてもさらに検討を進める必要がある。

## 参考文献

1. 国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）
2. 厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成20年4月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）
3. 第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）